

- なお、契約の締結期限は、落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年間の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第21条第2項の規定により土地画整理事業に関する環境影響評価書を作成したので、同条例第23条の規定に基づき次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年5月7日

益城町長 川崎 義 秀

1 事業者の氏名及び住所

(1) 氏名 益城町長 川崎 義秀

(2) 住所 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 益城台地土地画整理事業

(2) 種類 土地画整理事業

(3) 規模 対象事業面積 約64.93ヘクタール

3 対象事業実施区域の位置

熊本県上益城郡益城町大字広崎・古閑・福富・惣領の各一部

4 関係地域の範囲

熊本県益城町及び熊本市の一部

5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

益城町役場地域開発課

熊本県熊本土木事務所企画調査課

熊本市役所環境企画課

熊本市東部市民センター

熊本市秋津市民センター

(2) 期間

平成15年5月7日から平成15年6月6日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年5月7日

熊本県人事委員会委員長 松尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第25号

熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の給与簿に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「預金」の次に「又は貯金」を加える。

附 則

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年5月7日

熊本県人事委員会委員長 松尾 隆 樹

熊本県人事委員会告示第3号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程

熊本県職員等の給与簿取扱規程（昭和32年熊本県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第34号中「預金」の次に「又は貯金」を加える。